

児童館の利用について利用者・保護者の皆様へ

1. 未就学児は保護者の同伴が必要です。
(保護者とは、親権を行う者で、児童を現に監護する者。※児童福祉法)
児童館は預かりの施設ではありません。児童館は集団内での見守り施設であり、職員の目の届かないところもありますので、保護者の責任において目を離さないようにしてください。指導員が付きっきりでお子様に付き添うことはできかねますので、必要に応じて保護者が付き添うようにしてください。
2. 災害時や、お子様の事故やけがなどで、緊急に保護者の方への連絡が必要な場合のために、利用者カードの提出が必要になります。また、大雨警報等警戒レベル3以上の発令や震度5弱以上の地震発生時は、臨時閉館しますので、対応について日頃からご家庭でよく話し合っておいてください。児童館で児童をお預かりすることはいたしかねます。
3. スマートフォン等、携帯電話の使用は禁止です(保護者含む)。家族等との連絡に使用する場合は、玄関付近や館外でお願いします。ただし、管理は自己責任で、紛失・破損等の責任は負いかねます。
4. 児童館で飲食はできません(水筒・ペットボトルでの水・お茶・スポーツドリンクによる水分補給は可。ごみは必ずお持ち帰りください。)
5. お子さまには児童館に貴重品(お金・ゲーム・玩具・電子機器類など)を持たせないようにしてください。紛失・破損等の責任は負いかねます。
6. 学校から直接児童館へ遊びに来ることはできません。一度、帰宅後、ランドセルを置いてから来てください。
7. 児童館の施設、設備、備品等を破損した場合は、弁償していただきます。
8. 児童館指導員、その他利用者に対し、威圧的言動、暴言・暴力行為等に及んだ際には、学校・警察及びその他公共機関(児童相談所等)に通報します。

児童館の利用をお断りするケース

- ①利用者カードの提出がない場合(何度も呼びかけても、提出がない等)
- ②児童館指導員の指示に従わない、他の利用者に対して迷惑行為を繰り返す場合、酒気帯びの場合
- ③その他、児童の防犯や安全上、また、児童館の管理上で、支障があると判断した場合